## 〇生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

(1) 生駒市立幼稚園保育料徴収条例(昭和25年4月生駒市条例第16号)新旧対照表(第1条関係)

	17
現行	
別表第2(第2条関係)	,
略	
備考	

1~7 略

8 BからC<sub>18</sub>までの階層の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)若しくは児童福祉法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部(以下「児童心理治療施設通所部」という。)に入所し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が生駒市立幼稚園に在籍しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、	上表に定める額(同表に定める括
特別支援学校幼稚部若しくは児	弧内の額以外の額をいう。)
童心理治療施設通所部に入所し、	
又は児童発達支援若しくは医療	
型児童発達支援を利用している	
児童のうち、年長者(該当する児	
童が2人以上の場合は、そのうち1	
人とする。)	
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、	上表に定める括弧内の額
特別支援学校幼稚部若しくは情	
児童心理治療施設通所部に入所	

## 別表第2(第2条関係)

略

備考

1~7 略

8 BからC<sub>18</sub>までの階層の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以 下「保育所」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定 する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2 条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校 教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学 校幼稚部」という。)若しくは児童福祉法第7条第1項に規定する児童心 理治療施設の通所部(以下「児童心理治療施設通所部」という。)に入所 し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発 達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以 下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次 表の第1欄に掲げる児童が生駒市立幼稚園に在籍しているときは、同表 の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

改正案

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、	上表に定める額(同表に定める括
特別支援学校幼稚部若しくは児	弧内の額以外の額をいう。)
童心理治療施設通所部に入所し、	
又は児童発達支援若しくは医療	
型児童発達支援を利用している	
児童のうち、年長者(該当する児	
童が2人以上の場合は、そのうち1	
人とする。)	
イ $C_1$ から $C_{18}$ までの階層の世帯に	上表に定める括弧内の額
おいて保育所、幼稚園、認定こど	
も園、特別支援学校幼稚部若しく	

し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用しているアに規定する児童以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)

ウ ア及びイに規定する児童以外 の児童 0円

9 前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯が次に掲げる世帯である場合におけるこの表の適用については、Bの階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は0円とし、 $C_1$ から $C_6$ までの階層の世帯及び $C_7$ の階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とする。

(1)~(4) 略

は児童心理治療施設通所部に入 所し、又は児童発達支援若しくは 医療型児童発達支援を利用して いるアに規定する児童以外の児 童のうち、年長者(該当する児童 が2人以上の場合は、そのうち1 人とする。)

ウ ア及びイに規定する児童以外 の児童 0円

9 前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯が次に掲げる世帯である場合におけるこの表の適用については、Bの階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は0円とし、 $C_1$ から $C_4$ までの階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とし、 $C_5$ 及び $C_6$ の階層の世帯並びに $C_7$ の階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は4,800円とする。

改正案

(1)~(4) 略

(2) 生駒市立保育所条例(昭和30年3月生駒市条例第8号)新旧対照表(第2条関係)

現行

別表(第4条関係)

保育料表

略

備考

1~6 略

7 B階層からC<sub>18</sub>階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)若しくは法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部

別表(第4条関係)

保育料表

略

備考

1~6 略

7 B階層からC<sub>18</sub>階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)若しくは法第7条第1項に規定する児童心理治療施設の通所部

(以下「児童心理治療施設通所部」という。)に入所し、又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

- PRIMITE / 90		
第1欄	第2欄	
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、	保育料表に定める額(同表に定める	
特別支援学校幼稚部若しくは児童	括弧内の額以外の額をいう。)	
心理治療施設通所部に入所し、又		
は児童発達支援若しくは医療型児		
童発達支援を利用している児童の		
うち、年長者(該当する児童が2人		
以上の場合は、そのうち1人とす		
る。)		
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、	保育料表に定める括弧内の額	
特別支援学校幼稚部若しくは児童		
心理治療施設通所部に入所し、又		
は児童発達支援若しくは医療型児		
童発達支援を利用しているアに規		
定する児童以外の児童のうち、年		
長者(該当する児童が2人以上の場		
合は、そのうち1人とする。)		
ウ ア及びイに規定する児童以外の	0円	
児童		

8 前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯が次に掲げる世帯(以下「要保護者等世帯」という。)である場合におけるこの表の適用については、B階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は0円とし、 $C_1$ 階層から $C_6$ 階層までの世帯及び $C_7$ 階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とする。

(以下「児童心理治療施設通所部」という。)に入所し、又は法第6条の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所しているときは、同表の第2欄に掲げる額をその児童の保育料とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、	保育料表に定める額(同表に定め
特別支援学校幼稚部若しくは児	る括弧内の額以外の額をいう。)
童心理治療施設通所部に入所し、	
又は児童発達支援若しくは医療	
型児童発達支援を利用している	
児童のうち、年長者(該当する児	
童が2人以上の場合は、そのうち1	
人とする。)	
イ <u>C1</u> 階層からC18階層までの世帯	保育料表に定める括弧内の額
<u>において保育所</u> 、幼稚園、認定こ	
ども園、特別支援学校幼稚部若し	
くは児童心理治療施設通所部に	
入所し、又は児童発達支援若しく	
は医療型児童発達支援を利用し	
ているアに規定する児童以外の	
児童のうち、年長者(該当する児	
童が2人以上の場合は、そのうち1	
人とする。)	
ウ ア及びイに規定する児童以外	0円
の児童	

8 前項の規定にかかわらず、児童の属する世帯が次に掲げる世帯(以下「要保護者等世帯」という。)である場合におけるこの表の適用については、B階層の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は0円とし、<u>3歳</u>未満児に係るC1階層からC5階層までの世帯並びに3歳児及び4歳以上児に係るC1階層からC4階層までの世帯にあっては当該世帯の保育料の額は同表に定める括弧内の額とし、3歳未満児に係るC6階層の世帯及びC7階層のうち市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては

## 資料3

9 略	当該世帯の保育料の額は9,000円とし、3歳児及び4歳以上児に係るC <sub>5</sub> 階層及びC <sub>6</sub> 階層の世帯並びにC <sub>7</sub> 階層のうち市町村民税の所得割額が777,100円以下の世帯にあっては当該世帯の保育料の額は6,000円とする。 9 略
-----	---